

(意見書案第 11 号)

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書

今国会において、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や、都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国保負担調整措置の見直しなどが、今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では、単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られる。

よって、政府においては、こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療の助成制度など、単独の医療費助成制度に対する減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

- 1 人口減少問題に取り組む、いわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子どもなどに係る医療費助成と国保の国庫負担の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性のある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子どもなどに係る医療費の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 7 月 3 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
財務大臣 } 宛
総務大臣 }
厚生労働大臣 }